

中野区立小中学校における「組み体操等」の実施について

1 「組み体操」のもつ教育的効果

(1) 児童・生徒相互及び児童・生徒と教員の関係性にもたらす効果

- ①「組み体操」は二人以上で行う演技種目が多く、演技種目を完成させるためには必然的に、児童・生徒相互の関わり合いが生まれる。
- ②児童・生徒相互及び児童・生徒と教員が互いに関わり、協力して演技を完成することで信頼関係が生まれる。
- ③演技種目に対して集団で取り組むことにより、集団への所属感や連帯感を深められ、望ましい人間関係が構築されるとともに、演技が完成したときの達成感が共有されることにより、よりよい学習集団の形成につながる。

(2) 児童・生徒の身体等にもたらす効果

- ①自分や他者の体を支える、バランスを保つ、など筋力や調整力を高めることにつながる。

2 平成 27 年度「組み体操」における実施状況 ※別紙参照

3 中野区立学校における、「組み体操」等の事故防止のための対応

(1) 種目の制限

- ①「組み体操」の演技種目のうち、いわゆる「ピラミッド」と「タワー」の実施については、平成 28 年度の間、これを原則休止すること。
- ②演技者のうち少なくとも 1 名の到達する位置が、地面より 3 m を超える演技種目は実施しないこと。

(2) 指導計画の作成等

- ①「組み体操」を実施する場合には、指導計画を作成するとともに、事前に当該学年の保護者に示すこと。
- ②演技種目についての「安全上の配慮事項」を作成し、事前に当該学年の保護者に示すこと。

(3) その他の配慮事項

- ①「組み体操」に限らず、学校行事（健康安全・体育的行事）で実施するその他の種目についても、内在する危険性に十分留意し、改めて安全対策の点検を行い、万全の対応をとるとともに、学習指導要領に定める特別活動「学校行事」のねらいを達成する観点から、各種目の必要性や妥当性についても吟味すること。
- ②その他、学校における全ての体育的活動においても、万全の安全対策を講じるとともに、児童・生徒の発達段階に応じた指導を十分行うにより、安全のための身体能力の向上や危険予測・回避能力の育成を図ること。

4 教育委員会の今後の対応

- (1) 安全な実施のための教員研修の計画・実施
- (2) 各学校の実施状況及び、練習中も含めた事故の実態把握と情報提供
- (3) 「組み体操」のもつ教育的効果とその危険性について理解促進

平成27年度 「組体操」における実施状況

1 実施の有無

	実施している	実施していない
小学校	24校	1校
中学校	6校	5校
合計	30校	6校

2 タワー及びピラミッドの実施について

		段数	学校数
タワー	小学校	2段と3段	2校
		3段	16校
		4段	3校
		5段	2校
タワー	中学校	4段	2校
		5段	2校
ピラミッド	小学校	3段	2校(平面×2)
		3段と4段	1校(平面)
		4段	4校(平面×2 立体×2)
		5段	5校(立体×6)
		6段	6校(立体×5)
		4段と7段	1校(4段が平面、7段が立体)
ピラミッド	中学校	4段	4校(平面×4)
		7段と6段	1校(立体)
		8段	1校(立体)

3 運動会におけるけがの状況

種目		人数	主なけがの内容
組体操	タワー	3名	手首捻挫(タワーを組み終わり下ろしている最中に2段目から転落した。) 手の指軟骨ひび(バランスの崩れにより、3段目の児童が指に乗った。)
	ピラミッド	1名	肘骨折(下段でバランスを崩した。)
	その他	5名	背骨骨折(倒立の際、補助の児童が受け止められず転倒した。) 足小指骨折(肩車をする際に何かに足を引っかけた。)
徒競走		3名	鎖骨骨折(40m走途中で転倒した。)
表現ダンス		1名	肘骨折(馬跳びでバランスを崩して転倒した。)
合計		13名	

東京都における「組み体操」等への対応方針について

- 1 都立学校において学校行事で「組み体操」を実施している場合、いわゆる「ピラミッド」と「タワー」については、不可抗力による怪我等の危険性があることから、平成28年度は原則として休止することとする。
今後、代替の運動種目の選定・実施や安全対策の見直しを行った上で、それらを総合的に評価し、次年度以降の実施種目を検討する。
- 2 都立学校においては、学校行事で実施するその他の種目に内在する危険性に留意し、改めて安全対策の点検を行い、万全の対応をとるとともに、学習指導要領に定める特別活動「学校行事」のねらいを達成する観点から、各種目の必要性や妥当性についても評価を行う。
- 3 上記以外の都立学校における体育的活動においても、万全の安全対策を講じるとともに、児童・生徒の発達段階に応じた安全指導等により、安全のための身体能力の向上や危険予測・回避能力の育成を図る。
- 4 区市町村立学校における対応は、地域の特性や学校の実情等を踏まえ、区市町村教育委員会が適切に判断する。（都教育委員会が都立学校に対して出す方針を参考として情報提供。）